○徳島大学動物実験委員会規則

平成１６年１０月１日
規則第１０６号制定

（趣旨）

第１条　この規則は、徳島大学動物実験管理規則（平成２３年度規則第４９号。以下「規則」という。）第６条第２項の規定に基づき、徳島大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

（所掌事項）

第２条　委員会は、学長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項を審査又は調査し、学長に報告又は助言する。

(1)　動物実験計画の動物実験等に関する法令、飼養保管基準、基本指針及び規則等への適合性に関すること。

(2)　動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。

(3)　施設等の状況及び実験動物の飼養保管状況に関すること。

(4)　動物実験等の適正な実施及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。

(5)　自己点検・評価、外部の専門家による検証及び情報公開に関すること。

(6)　その他動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること。

２　前項のほか、委員会は、必要に応じて規則第６条の２に規定する部局動物実験委員会に対し、動物実験等の適正な実施等に関し、助言又は指導することができる。

３　委員会は、必要に応じて安全管理に注意を要する動物実験に関連する委員会等と相互に必要な情報の提供等を行うよう努めるものとする。

（組織）

第３条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1)　各学部から選出された教員　各１人

(2)　先端酵素学研究所から選出された教員　２人

(3)　病院（病院に併任された大学院教員を構成員として含む。）から選出された医科系及び歯科系の教員　各１人

(4)　先端研究推進センター動物資源研究部門の専任教員　１人

(5)　その他委員会が必要と認める者

２　前項各号の委員の選出に当たっては、次の各号のいずれかに該当する者とし、特定の号に偏ることのないよう考慮する。

(1)　動物実験等に関して優れた識見を有する者

(2)　実験動物に関して優れた識見を有する者

(3)　その他学識経験を有する者

３　委員は、学長が命ずる。

（任期）

第４条　委員の任期は２年とする。ただし、委員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

２　前項の委員は、再任されることができる。

（委員長）

第５条　委員会に委員長を置き、その選出は第３条第１項第１号から第４号までの委員のうちから委員の互選とする。

２　委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

３　委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

２　議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（代理出席）

第７条　委員が会議に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得た者を代理に出席させることができる。

（委員以外の者の出席）

第８条　委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

（庶務）

第９条　委員会の庶務は、研究・産学連携部蔵本研究・産学支援課において処理する。

（雑則）

第１０条　この規則に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員会が別に定める。

附　則

１　この規則は、平成１６年１０月１日から施行する。

２　この規則施行の際現に徳島大学動物実験専門委員会規則（規則第１３６４号（平成１６年１０月１日廃止）。以下「旧規則」という。）第３条第１項第１号から第５号までの委員である者は、この規則施行の日にこの規則第３条第１項第１号から第５号までの委員として選出されたものと見なし、その任期はこの規則第４条の規定にかかわらず、旧規則による委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附　則（平成１７年３月２４日規則第１６０号改正）

１　この規則は、平成１７年３月２６日から施行する。

附　則（平成１７年４月１５日規則第７号改正）

この規則は、平成１７年４月１５日から施行する。

附　則（平成１８年３月３１日規則第１２３号改正）

この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則（平成１９年２月１６日規則第４２号改正）

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成１９年３月１６日規則第７３号改正）

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年３月２１日規則第７１号改正）

この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年３月３１日規則第１１９号改正）

この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年３月２９日規則第４９号改正）

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年３月２１日規則第５０号改正）

１　この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

２　この規則施行後、疾患プロテオゲノム研究センターから最初に選出される委員の任期は、第４条の規定にかかわらず、平成２５年３月３１日までとする。

附　則（平成２７年３月１７日規則第４０号改正）

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年３月２７日規則第７７号改正）

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年３月１５日規則第６６号改正）

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年１月１６日規則第４４号改正）

この規則は、平成３０年３月１日から施行する。

附　則（平成３１年３月２８日規則第８９号改正）

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月６日規則第５４号改正）

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月２５日規則第８０号改正）

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和４年３月１６日規則第６４号改正）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月２０日規則第６６号改正）

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和７年３月１７日規則第６４号改正）

この規則は、令和７年４月１日から施行する。